

2018 年度鹿児島大学教職員組合定期大会

2018 年 6 月 29 日（金）

鹿児島大学教職員組合

2018年度鹿児島大学教職員組合定期大会

日時：2018年6月29日（金）18：00から19：00（予定）

場所：農学部・共同獣医学部共通棟1階 101講義室

式次第

1. 開会
2. 議長選出
3. 2017年度中央執行委員長挨拶
4. 議事
 - ①（第1号議案）2017年度活動報告（案）
 - ②（第2号議案）2017年度決算報告（案）
 - ③（第3号議案）2017年度会計監査報告（案）
 - ④（第4号議案）常勤職員の組合費の改定（案）
 - ⑤（第5号議案）2018年度中央執行委員会委員の承認と紹介
 - ⑥（第6号議案）2018年度活動方針（案）
 - ⑦（第7号議案）2018年度予算（案）
5. 2018年度中央執行委員長挨拶

【参考資料】

- ・財産目録 ・2017年度役員名簿 ・2018年度役員名簿
- ・国立大学法人鹿児島大学教職員組合規約
- ・鹿児島大学教職員組合会計規定

鹿児島大学教職員組合 2017 年度活動報告(案)

教職員組合の役割は労働環境や大学の運営に関わる諸問題について労働者の立場から意見を述べ、大学本部と交渉を行って改善を図ることにある。2017年度の中央執行委員会はそのまとめ役を担うとともに、2014年度に発覚した「会計処理問題」を終結させるための諸案件に取り組んだ。以下に概要を報告する。

1. 労働条件の改善・向上

学長及び理事に対して労働者の意見を直接表明する機会として団体交渉を行なった。人件費削減の影響は第4期中期計画期間に入れば改善される見通しであること、教育センターに異動した教員の業務は専門教育に支障がないように配慮し、年次進行で徐々に教育センターの業務にシフトする計画であること、「勤怠管理システム」を整備して勤務時間や休暇取得の管理を検討していることなどの回答があった。ただし、現職教員の死去が多発していることに関しては直接的な回答がなかった。

法人化以降雇用の非常勤職員の無期転換については、「各部局で判断をしてもらう。」との回答で、その後2018年3月末に各部局で契約期間満了を名目に「雇い止め」が行われた可能性がある。契約更新の意思があるかどうか、非常勤職員の意向を聞く機会を設ける必要がある。

共通教育の授業負担の不平等（特に英語）に関しては、「負担が均等になるように検討している。」とのこと。そして「学生部が所掌する学生参加型イベントに関しては、学部への推薦人数の割当は極力控える。」との回答を得ている。

桜ヶ丘支部からの要求事項は取りまとめに時間がかかり、今年度の団体交渉には間に合わなかった。人事課に文書で提出して文書回答を要求するか、あるいは次回の団体交渉の要求事項に含める必要がある。

6月期勤労手当の留保分と人事院勧告による昇給分は交渉の前に差額の追給が実施された。入試関連業務の削減については、組合員から聞き取った具体的な提案を文書化して団体交渉の場で提出した。直属の組合員からの情報収集は不十分であり、今後改善を要する。

2. 大学の民主的運営体制の維持発展

2017年10月24日に団体交渉の要求書を提出したが、回答書が届いたのは2018年2月14日であり、直接交渉が行われたのは3月6日であった。このような日程では単年度内に複数回の交渉を行うことは難しい。直接交渉の冒頭において、10月までに提出した要求書についての交渉は当年の12月中に実施すべきことを要望した。

直接交渉では上記の労働条件などに関するものの他に「安全保障技術研究推進制度」への応募が許可された経緯について質したが、大学側は「公表済みのこと以上の回答はできない」という態度であった。その後、学内の審査委員会において対応方針が検討され、5月11日付学長通知で「本制度への応募は行わない」ことが表明された。

鹿児島大学病院再整備計画の工事に伴う組合桜ヶ丘支部の事務室の移転について、2017年11月に病院管理課から「移転先がない。」との通告がなされた。同年12月に「組合桜ヶ丘支部事務室移転先確保を求める要請書」を当時の医歯学総合研究科長と大学病院長に宛てて作成し、人事課を通して究科長と病院長に届けるという対応を行ない、翌月には事務室の移転先が確保された。

「平成 31 年度時間割編成の基本方針」が、2018 年 5 月 10 日付の大学運営会議において「決定」されている。この方針が実行されると共通教育実験科目担当の非常勤講師の解雇につながり、学部のカリキュラム編成にも大きな影響を与える。そこで、当該大学運営会議決定の撤回を求める要請書を学長宛てに提出した（6 月 27 日付）。

3. 2014 年度に発覚した会計処理問題への対応

不適切な会計処理の問題については、損害賠償訴訟の証人尋問（7 月 6 日）終了後に裁判長から和解の提案があり、判決を望むか和解交渉を行うかの判断が被告、原告（組合）双方に求められた。えがりて法律事務所の鴨志田祐美弁護士を招いて損害賠償訴訟の状況と今後の展望を説明していただき、その後の臨時大会の議決で和解交渉を行うことを決定し、2017 年 9 月に和解が成立した。和解の内容は守秘義務により非公開

財産管理体制については、前年度までに規約を含む全体的な見直しが行われていて、本年度も現行の方式を維持している。不適切な事態は生じていない。

4. 組合組織の維持・拡大へ向けた取り組み

組合員拡大のための取り組みとして、『組合ニュース』（年度内に 4 回発行）と組合ウェブサイトによる情報提供、各支部における新規採用者への組合活動紹介、管理職を退任した方の再加入を促すことなどを行なった。残念ながら組合員の減少を止めて増勢に転ずることはできていない。組合に加入しない（あるいは脱退する）理由の一つに組合費の額の問題がある。2014 年度に常勤組合員の組合費を 0.6%から 0.8%に引き上げたことで組合財政は安定し、2017 年度決算において 815 万円の特別会計金融資産（定期預金とろうきんへの出資金の合計）を保有する状況になっている。そこで常勤組合員の組合費を減額することを検討した。現状なみの活動を維持できることと、ある程度の組合員の減少にも耐えられることを考慮して試算を行い、「本俸の 0.6%」に引き下げが可能と判断した。

学習会は 2 回開催した。2017 年 12 月 2 日（土）の 13 時から鹿児島大学農・獣医共通棟 204 号教室において行われた日本科学者会議九州沖縄地区会議が主催する公開シンポジウム「平和で持続可能な社会を目指して」に組合が「後援」として参加した。2018 年 5 月 18 日（金）18 時から農獣医共通棟 101 講義室において日本科学者会議鹿児島支部との共催で「防衛省の安全保障技術推進制度に対する鹿児島大学の対応を考える」を開催した。

レクリエーションについては、様々な企画を検討したが条件が折り合わず、レクリエーションを単独で実施することはできなかった。5 月 18 日の学習会の後に続けて非組合員の出席者を交えて食事付きの交流会を行った。

1. 一般会計収支表

(単位：円)

項目	収入	支出	繰越金
2016年度決算	11,619,030	8,261,921	3,357,109
2017年度予算	11,362,837	11,362,837	
2017年度決算	11,416,949	8,265,220	3,151,729

2. 一般会計収入の部

(単位：円)

項目	2016年度 決算	2017年度予算			備考
		予算(A)	執行額(B)	差額(B-A)	
前年度繰越金	3,070,858	3,357,109	3,357,109	0	
鹿大教職組費	7,670,891	7,335,728	7,392,129	56,401	
法文学部支部	1,101,448	1,124,628	1,212,855	88,227	
教育学部支部	915,528	796,404	721,707	△ 74,697	
理学部支部	926,412	921,696	815,507	△ 106,189	本俸の0.8% 定時勤務職員は本俸の0.3% 短時間勤務職員は本俸の0.2%
農学部支部	1,751,912	1,705,692	1,695,782	△ 9,910	
水産学部支部	1,041,160	1,023,984	973,287	△ 50,697	
桜ヶ丘支部	1,630,466	1,498,260	1,695,279	197,019	
直屬部会	303,965	265,064	277,712	12,648	
全大教旅費補助	358,098	360,000	171,732	△ 188,268	
雑収入	225,746	10,000	166,803	156,803	
教職員共済旅費・手数料	293,437	300,000	329,176	29,176	
合計	11,619,030	11,362,837	11,416,949	54,112	

3. 一般会計支出の部

(単位：円)

項 目	2016年度 決算	2017年度予算			備 考
		予算 (A)	執行額 (B)	差額 (A-B)	
全大教費	1,795,200	1,614,800	1,614,800	0	6月-7月前年度納入人員129名 (×1100円×2カ月) 8月-5月2017年度納入人員121名 (×1100円×10カ月)
活動費	213,377	300,000	203,947	96,053	組合レクレーション補助、退職記念品代、各種懇親会補助、桜ヶ丘看護師オリエンテーション実施費用等
旅費交通費	557,157	600,000	136,580	463,420	全大教、全大教九州などの各種会議等の出席旅費
広報費	69,567	70,000	52,164	17,836	組合ニュース、定期総会総括、封筒等の印刷代
資料費	0	10,000	0	10,000	
通信費	43,113	45,000	28,949	16,051	切手、送料、送金手数料、インターネット等
消耗品費	119,269	120,000	72,892	47,108	コピー代、コピー用紙、封筒、インク、文具等
会議費	43,487	50,000	27,851	22,149	中執会議、選挙管理委員会、WG等の食事代等
直属・女性部・看護部費	40,550	100,000	90,000	10,000	直属・女性部・看護部の活動費
水道光熱費	38,333	50,000	44,839	5,161	電話・電気・ガス・水道料金
人件費 (アルバイト2名)	2,087,870	2,100,000	2,296,911	△ 196,911	桜ヶ丘書記・本部書記アルバイト代、共済事務手当
社会保険費 (本部書記)	527,316	470,000	339,780	130,220	労働保険料、健康保険料、厚生年金保険料 (個人負担分は人件費へ)
備品費	0	100,000	0	100,000	
ホームページ更新・保守管理費	29,160	30,000	29,160	840	ホームページ管理費等
コピー機リース費	17,107	20,000	17,107	2,893	リコピー機のリース料
(顧問) 税理士費	162,000	170,000	162,000	8,000	
支部活性化経費	60,000	150,000	60,000	90,000	
特別会計へ繰入	2,300,000	3,000,000	3,000,000	0	定期預金3,000,000円増額
予備費	158,415	2,363,037	88,240	2,274,797	慶弔費、あおぞら保育園関係、裁判費用等
合計	8,261,921	11,362,837	8,265,220	3,097,617	

4. 特別会計

(単位：円)

項目	活動基金	出資金	備 考
①2016年度迄の積立金	4,852,040	300,000	
②預金利息	822	0	
③2017年度新規積立金	3,000,000	0	一般会計より繰入
④一般会計へ繰り入れ	0	0	
合計 (①+②+③-④)	7,852,862	300,000	
特別会計 合計	8,152,862		

5. 参考 (資産残高)

一般会計普通預金	3,130,201
一般会計現金	21,528
特別会計定期預金	7,852,862
出資金残高	300,000
残高合計	11,304,591

	金額	備 考
商品券	140,000	退職者お祝い用 (前年度予備20,000円、購入120,000円)
	△ 90,000	中途退職者、2017年度退職者支払い
残高	50,000	

財産目録（2018年5月31日）

(1) 預貯金

	銀行名	店番号または記号 ¹⁾	口座番号	金額	備考
普通預金	九州労働金庫	938	27 * * * 57	2,328,271	一般会計の財源
普通預金	鹿児島銀行	120	338 * * * 4	801,930	一般会計の財源
	小計			3,130,201	
定額預金	九州労働金庫	938	6385 * * *	2,552,472	特別会計[証書]
定額預金	九州労働金庫	938	6387 * * *	2,300,390	特別会計[証書]
定額預金	九州労働金庫	938	6389 * * *	3,000,000	特別会計[証書]
	小計			7,852,862	
	合計			10,983,063	

(2) 出資金

出資年月日	出資先	証書番号	金額
2016年5月31日	九州労働金庫	257 * * * * -00014	300,000
	合計		300,000

(3) 現金

21,528 一般会計の財源

(4) 商品券

50,000

組合員退職祝のため購入し、活動費として処理

普通預金と現金の	3,151,729
合計額	(繰越金と一致)

鹿児島大学教職員組合会計監査報告書

1. 監査要項

- (1) 日時：2018年6月13日（水）
- (2) 場所：鹿児島大学教職員組合事務所 鹿児島県鹿児島市郡元1-21-24
- (3) 監査対象：2017年度一般会計（6～5月分）
特別会計（活動基金）

2017年6月1日から2018年5月31日までの一般会計並びに特別会計の収支決算書等の監査を実施しました。

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

2018年6月13日（水）

会計監査委員

日吉 武 

監 査 報 告 書

1. 監査要項

- (1) 日時：平成30年 6月13日
- (2) 場所：鹿児島大学教職員組合事務局
- (3) 監査対象：2017年度一般会計（6～5月分）

2017年 6月 1日から2018年 5月31日までの一般会計の収支決算書類等の監査を実施しました。

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

平成30年 6月13日

あさひ税理士法人

税理士

野崎啓介



第4号議案

常勤職員の組合費の改定（案）

鹿児島大学教職員組合会計規定第7条に定める常勤職員の鹿大教職組費を、給与（本給）に0.6%を乗じたものに改定する。

○鹿児島大学教職員組合会計規定

新	旧
<p>（鹿大教職組費）</p> <p>第7条 鹿大教職組費は、常勤職員、非常勤の定時勤務職員および短時間勤務職員の給与（本給）にそれぞれ<u>0.6%</u>、0.3%、0.2%を乗じたものとし、各支部単位にまとめて納付するものとする。</p> <p>2. 各支部は、その年度の組合員数と鹿大教職組費の額を5月末に鹿児島大学教職員組合に報告しなければならない。</p> <p>3. 各支部は鹿大教職組費を、毎月末に当月分を鹿児島大学教職員組合に納付しなければならない。</p>	<p>（鹿大教職組費）</p> <p>第7条 鹿大教職組費は、常勤職員、非常勤の定時勤務職員および短時間勤務職員の給与（本給）にそれぞれ<u>0.8%</u>、0.3%、0.2%を乗じたものとし、各支部単位にまとめて納付するものとする。</p> <p>2. 各支部は、その年度の組合員数と鹿大教職組費の額を5月末に鹿児島大学教職員組合に報告しなければならない。</p> <p>3. 各支部は鹿大教職組費を、毎月末に当月分を鹿児島大学教職員組合に納付しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>1. この規約の改廃は大会事項を除き中央執行委員会で行う。</p> <p>2. この規定は昭和51年4月1日から施行する</p> <p>3. 1983年3月2日、一部改正</p> <p>10. 2016年9月30日、一部改正</p> <p>11. 2018年6月29日、一部改正</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規約の改廃は大会事項を除き中央執行委員会で行う。</p> <p>2. この規定は昭和51年4月1日から施行する</p> <p>3. 1983年3月2日、一部改正</p> <p>10. 2016年9月30日、一部改正</p>

組合会計の推移

年次	収入(円)	支出(円)	組合固有の支出	繰越金	組合費(%)	組合員数	特別会計合計(円)	備考
2010	12362295	12122733	7180079	239562	0.6	361	14730236	
2011	12615368	11764513	8023473	850855	0.6	353	12904739	特別から一般へ繰入 2000000
2012	12236377	12218660	7887260	17717	0.6	381	10659921	特別から一般へ繰入 2250000
2013	12620657	12578421	8539549	42326	0.6	333	6664416	人件費4680089、特別 から一般へ繰入 4000000
2014	13261304	10633501	6667299	2627803	0.8	299	2674616	会計問題発覚、特別 会計の数値は実額
2015	9496030	6425172	3899784	3070858	0.8	275	2675206	退職積立金0、人件 費1616325
2016	11619030	8261921	3808623	3357109	0.8	275	5152040	一般から特別へ繰入 2300000
2017	11416949	8265220	3615268	3151729	0.8	202	8152862	一般から特別へ繰入 3000000 他に普通預金残高 3130201

↑ 全大教費、特別会計への繰入、寄付などの臨時的な支出を除く。

鹿児島大学教職員組合 2018 年度活動方針（案）

国政はもとより学内でも、改革の名のもとに議論は尽くされないまま制度の改変がなされていく、また、改革を行う者が説明責任を果たさないままに専断して結果だけを押し付ける事態が常態化している。こうした在り方は、働く者に将来への不安を抱かせ、ひいては社会や組織の劣化をもたらす。また、一方で勝者（勝ち組）と敗者（負け組）を生み出す競争社会は、個人間の意思疎通を滞らせ、対立や無視などより深刻な事態へと進んでいく可能性を孕んでいる。このような流れを食い止めるために、教職員組合に何ができるのか。学長の交代が行われる本年度は、組合の原点に立ち帰り、「働く」場としての鹿児島大学をもう一度見直す年度と位置付けて活動を行っていききたい。

1. 労働条件および労働環境の改善・向上

安倍内閣が掲げる「働き方改革」に象徴される労働問題および報酬や退職金の減額の問題は、世代を問わず、専任・非常勤に関わりなく喫緊の問題であり自分たちの問題として考える必要がある。それを象徴する問題として「雇い止め」の問題がある。当局は人件費の節約に絡めて改善を拒否する姿勢を見せているが、他大学で実現されている「無期転換」が鹿大でなぜできないのか、法律に則った改善が行わるよう粘り強く要求していく。この他、学内では死亡や休職と結びつく特定の教職員への過重労働問題、昇任や配置転換の不平等の問題、各種ハラスメントの問題、改組やカリキュラム改革等に伴う業務のさらなる繁忙化の問題など、重要な問題が数多く存在する。これらの課題のうち、「人権」に関わる不平等やハラスメントの問題には特に力を入れていく。

2. 大学の民主的運営と学長選への対応

2018 年度は学長が交代する時期に当り、新旧の執行部と交渉を行うことになることに鑑み、民主的な運営を行う候補を見極めるために、候補者の情報公開が適切な形でなされるよう公開質問状を候補者に送り回答を求めるとともに、候補者による公開討論会を開催する。

学長のリーダーシップの名のもとに、ひとにぎりの幹部が策定した案をトップダウンの形でその履行を押しつけるケースが多発している。こうした運営のしかたでは、教授会等で意見を述べる意欲が失われ、会議の形骸化が起り、人員の削減による過重な業務負担と相俟って研究や教育の質の低下にも繋がっていく「負のスパイラル」を惹き起こしつつあるのが現状である。執行部に対しては、教職員が研究や教育に能力を集中できるようにする真のリーダーシップを強く求めるとともに、新旧それぞれの執行部との団体交渉を行って、上記の問題について改善を求め続けていく。

3. 組合組織の維持・拡大と信頼の回復

前々年度および前年度執行部の尽力により、いわゆる「不適切会計処理問題」は一段落した。この問題については、組合員の組合に対する信頼を損ねたという事実は否定しようがない。信頼の回復を図るとともに、組合の存在意義をアピールできるよう地道な努力を払っていく必要がある。組合の運営や活動に関してすみやかに情報を公開することに努める。学内の山積する諸問題について組合がどのように取り組んでいるかを内外に示すため、『組合ニュース』や組合ホームページを活用して組合活動についての積極的な情報発信を行う。組合員の経済的負担の軽減を模索するとともに、各支部と協力して未加入者へ勧誘をすすめる、また、直属部の体制整備を含む事務職員への働きかけを行うなどの活動を行っていく。

学習会については、支部と共同で開催するなど、協力しながら効率的な運営を模索する。

1. 一般会計収支表

(単位:円)

項目	収入	支出	繰越金
2017年度決算	11,416,949	8,265,220	3,151,729
2018年度予算	9,754,820	9,754,820	0

2. 一般会計収入の部

(単位:円)

項目	2017年度決算 (A)	2018年度予算 (B)	差額 (B)-(A)	備考
前年度繰越金	3,357,109	3,151,729	△ 205,380	
鹿大教職組費	7,392,129	5,553,091	△ 1,839,038	
法文学部支部	1,212,855	938,986	△ 273,869	
教育学部支部	721,707	527,510	△ 194,197	
理学部支部	815,507	630,586	△ 184,921	
農学部支部	1,695,782	1,336,147	△ 359,635	本俸の0.6% 定時勤務職員は本俸の0.3% 短時間勤務職員は本俸の0.2%
水産学部支部	973,287	755,942	△ 217,345	
桜ヶ丘支部	1,695,279	1,186,589	△ 508,690	
直属部会	277,712	177,331	△ 100,381	
全大教旅費補助	171,732	350,000	178,268	
雑収入	166,803	400,000	233,197	解決金を含む
教職員共済旅費・手数料	329,176	300,000	△ 29,176	
合計	11,416,949	9,754,820	△ 1,662,129	

3. 一般会計支出の部

(単位:円)

項目	2017年度決算 (A)	2018年度予算 (B)	差額 (B)-(A)	備考
全大教費	1,614,800	1,564,200	△ 50,600	6月-7月前年度納入人員121名(×1100円×2カ月) 8月-5月2018年度納入人員118名(×1100円×10カ月)
活動費	203,947	300,000	96,053	組合レクリエーション補助、退職記念品代、各種懇親会補助、桜ヶ丘看護師オリエンテーション実施費用等
旅費交通費	136,580	550,000	413,420	全大教、全大教九州などの各種会議等の出席旅費
広報費	52,164	60,000	7,836	組合ニュース、定期総会総括、封筒等の印刷代
資料費	0	10,000	10,000	
通信費	28,949	30,000	1,051	切手、送料、送金手数料、インターネット等
消耗品費	72,892	70,000	△ 2,892	コピー代、コピー用紙、封筒、インク、文具等
会議費	27,851	40,000	12,149	中執会議、選挙管理委員会、WG等の食事代等
直属・女性部・看護部費	90,000	90,000	0	直属・女性部・看護部の活動費
電話・水道光熱費	44,839	45,000	161	電話・電気・ガス・水道料金
人件費(アルバイト2名)	2,296,911	2,300,000	3,089	桜ヶ丘書記、本部書記アルバイト代、共済事務手当
社会保険費	339,780	350,000	10,220	労働保険料、健康保険料、厚生年金保険料
備品費	0	0	0	
ホームページ更新・保守管理費	29,160	30,000	840	ホームページ管理費等
コピー機リース費	17,107	150,000	132,893	リコーコピー機のリース料
(顧問)税理士費	162,000	162,000	0	
弁護士報酬	0	67,392	67,392	
支部活性化費	60,000	150,000	90,000	
特別会計へ繰入	3,000,000	0	△ 3,000,000	
予備費	88,240	3,786,228	3,697,988	慶弔費、あおぞら保育園関係(～9月末まで)
合計	8,265,220	9,754,820	1,489,600	

4. 特別会計

(単位:円)

項目	活動基金	出資金	備考
①2017年度迄の積立金	7,852,862	300,000	
②預金利息	0	0	
③2018年度新規積立金	0	0	
④一般会計へ繰り入れ	0	0	
合計(①+②+③-④)	7,852,862	300,000	
特別会計 合計	8,152,862		

2017 年度鹿児島大学教職員組合役員

役職名	氏 名	支部
中央執行委員長	大 田 由紀夫	法文
副委員長	肥 後 祥 治	教育
書記長	山 本 啓 司	理
書記次長	佐々木 貴 文	水産
中央執行委員	前 田 晶 子	教育
同	中 村 直 子	法文
同	佐 藤 正 典	理
同	一 谷 勝 之	農獣医
同	山 口 泰 平	桜ヶ丘
会計監査委員	日 吉 武	教育
外部会計監査委員	野 崎 啓 介	あさひ税 理士法人

2018 年度鹿児島大学教職員組合役員

役職名	氏 名	支部
中央執行委員長	青 山 究	理
副委員長	一 谷 勝 之	農獣医
書記長	丹 羽 謙 治	法文
書記次長	小 林 善 仁	法文
中央執行委員	齋 藤 美保子	教育
同	久 米 元	水産
同	山 本 一 哉	法文
同	小 櫃 邦 夫	理
同	肥 山 浩 樹	農獣医
同	山 口 泰 平	桜ヶ丘
会計監査委員	山 本 啓 司	理
外部会計監査委員	野 崎 啓 介	あさひ税 理士法人

国立大学法人鹿児島大学教職員組合規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

この組合は国立大学法人鹿児島大学教職員組合（以下、組合と略す）と称する。

第2条 (組合員)

この組合は、鹿児島大学に勤務するものであって、組合の規約および目的に賛同した者をもって構成する。ただし、労働組合法第二条但書第1号に定める管理監督的地位にある労働者等は加入できない。

第3条 (性格)

この組合は労働組合法に基づく労働組合である。

第4条 (事務所)

この組合事務所は鹿児島市郡元1丁目21番24号の鹿児島大学内におく。

第2章 目的および事業

第5条 (目的)

この組合は、組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の維持改善と、大学の民主化を目指すとともに、あわせて組合員相互の親睦を図ることを目的とする。

第6条 (事業)

この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件および待遇の維持改善に関すること。
- (2) 組合員の福祉厚生増進、および文化事業に関すること。
- (3) 大学の民主化に関すること。
- (4) その他、この組合の目的達成に必要なこと。

第3章 組合員の権利および義務

第7条 (権利および義務)

組合員はいかなる場合においても、人権、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。あわせて組合員は、組合すべての活動に参加する権利、および均等の扱いを受ける権利を有する。

2 組合員は、以下の権利と義務を有する。

- (1) 組合員は、組合規約を守り、組合費を納め、組合活動に参加する義務を負う。
- (2) 組合員は、組合および支部の役員、大会代議員の選挙権および被選挙権をもつ。
- (3) 組合員は、大会を傍聴し、議長の許可を得て発言することができる。
- (4) 組合員は、組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催しに参加することができる。

第8条 (加入および脱退)

この組合に加入しようとする者は、支部執行委員会の承認を得て、中央執行委員会に届け出なければならない。支部のないところにおいては、直接中央執行委員会に届け、その承認を得るものとする。

2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにして支部執行委員会または直属部に届けなければならない。

第9条 (統制)

組合員であって、この組合の規約に重大な違反をおかし、または、組合の利益を損ね、あるいは組合の名誉を汚した者は、大会の議決により権利の停止、または除名されることがある。

2 制裁は、中央執行委員会が指名する審査委員会において、制裁勧告にもとづき本人の弁明を聴取したのちに行う。ただし、審査委員会の発足および構成については、対象となる組合員の所属する支部執行委員会または、直属部の承認を必要とする。

第4章 組 織

第10条 (支部)

この組合には、目的達成のために支部をおく。

第11条 (支部の構成および機関)

支部は原則として各部局に組合員15名以上をもって構成することができる。ただし、支部の設置、改廃は大会において決定する。

2 支部には議決機関として支部総会および執行機関として支部執行委員会を置く。

第12条（支部の活動）

支部は、大会の決定および中央執行委員会の方針に従って、組合の目的達成のための必要な活動を行う。

2 支部は、中央執行委員会の決定または執行に重大な異議がある場合には、支部総会で議決の上、大会または、臨時大会に提訴することができる。

3 支部は、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約、その他の規則を定めることができる。

第13条（支部の財政）

支部は独自に支部組合費を徴収することができる。その額は支部総会で決定する。

第14条（直支部会）

支部を設置するにいたらない部局の組合員のために直支部をおき、中央執行委員会のもとに支部に順ずる活動を行う。

第15条（専門部）

この組合に、組合の目的を達成するための専門部をおくことができる。

2 専門部は大会の議決によって設置され、この規約の範囲内でそれぞれの専門部規約、その他の規則を定めることができる。

第16条（特別委員会）

中央執行委員会は特別委員会を設置することができる。特別委員会は中央執行委員会の委嘱により、求められた事項について意見の具申を行うことができる。

第5章 機 関

第1節 大会

第17条（大会）

この組合に最高議決機関として大会をおく。

第18条（構成）

大会は、大会代議員と中央執行委員、会計監査委員によって構成される。大会代議員は、各支部と直支部毎に、組合員15人に1人の割合で組合員の中から直接無記名投票により選出された代議員によって構成される（任期は1年とする）。ただし、端数は切り上げる。なお、中央執行委員会、会計監査委員は大会代議員になることはできない。

第19条（招集）

大会の招集は、中央執行委員会が行う。定期大会は年1回開催する。ただし、次の場合は臨時大会を招集しなければならない。

（1）中央執行委員会が認めたとき。

（2）2つ以上の支部が総会において議決をし、議題と理由を明示して開催を要求したとき。

（3）組合員が全組合員の4分の1以上の賛成を得、かつ議題と理由を明示して開催を要求したとき。

第20条（公告）

中央執行委員会は、大会開催日、場所、議題を大会の少なくとも7日前には全組合員に公告しなければならない。

第21条（運営）

大会ではその都度、出席代議員の互選により、議長を選出する。

2 中央執行委員会は、大会において議案を説明し、必要な報告を行い、質問に応じなければならない。

第22条（付議事項）

大会は次の事項を審議し決定する。

（1）組合の解散に関する事。

（2）組合の規約の制定、改廃に関する事。

（3）組合の活動方針と活動報告に関する決定と承認。

（4）組合経費の予算と決算および組合の財産に関する決定と承認。

（5）支部、直支部および専門部の設置、改廃に関する事。

（6）組合費の決定に関する事。

- (7) 組合員の制裁に関する事。
- (8) 上部団体に加入、脱退する事。
- (9) その他、重要事項に関する事。

第23条 (成立および議決)

大会は、全代議員の3分の2以上(委任状を含む)の出席で成立する。

2 大会代議員において事故あるときは、委任状をもって、その権限を大会議長に委任することができる。ただし、出席代議員数は全代議員数の2分の1以上でなければならない。

3 議題の採決は、出席代議員(委任状は除く)の過半数により成立する。可否同数の場合は、議長が決定する。

4 第22条の第1号、第2号、第7号、第8号、および大会において特に重要であると認められた事項について、その採決は3分の2以上の賛成で成立するものとする。さらに、それらの事項は全組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の賛成を必要とする。

5 大会には、大会代議員以外の組合員も自由に参加、傍聴することができる。また、議長の許可を得て発言することができるが、採決に参加することはできない。

6 役員は大会において議決権をもたない。

第2節 中央執行委員会

第24条 (構成および招集)

中央執行委員会は、組合の中央執行機関であって、中央執行委員長、同副委員長、書記長、書記次長、および中央執行委員をもって構成する。

2 中央執行委員会は、必要に応じて、中央執行委員長が招集する。

第25条 (執行事項)

中央執行委員会は大会の議決事項を執行し、その他緊急の事項を処理する。

2 中央執行委員会は、その執行したことに關し、大会に対して責任をおう。

第26条 (審議事項)

中央執行委員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 運動方針を具体化すること。
- (2) 大会の議決に基づき、組合の業務執行に必要なこと。
- (3) 大会に提出すること。
- (4) 就業規則への意見反映、労使協定、労働協約の締結に関する事。
- (5) 同盟罷業の開始と終結に関する事。但し、この事項は全組合員の直接無記名投票の過半数の決定を必要とする。

第27条 (成立および議決)

中央執行委員会の議長は、中央執行委員長が原則としてこれにあたる。

2 中央執行委員会の成立には、構成員の過半数の出席を必要とする。また、議決は出席者の過半数の賛成による。

第28条 (書記局)

中央執行委員会は、日常の執務機関として書記局を置くことができる。書記局は、書記長、書記次長、および中央執行委員会が必要と認めた人数の中央執行委員会によって構成する。

第29条 (組合職員)

中央執行委員会が必要と認めたとき、大会の承認を得て、組合職員(書記等)をおくことができる。

第30条 (特別執行委員)

中央執行委員会は組合運営上必要な場合には特別執行委員を選出することができる。

2 特別執行委員は、中央執行委員会に出席し、発言することができる。ただし、特別執行委員は、第27条第2項による成立および議決には関与できない。

第6章 役員

第31条 (構成)

この組合に次の役員をおく。

- (1) 中央執行委員長 1名
- (2) 中央執行副委員長 1名
- (3) 書記長 1名

- (4) 書記次長 若干名
- (5) 中央執行委員 若干名
- (6) 会計監査委員 1名
- (7) 外部会計監査委員 1名

第32条 (選出方法)

中央執行委員長、同副委員長、書記長、書記次長、会計監査委員は役員選出規定にもとづいて全組合員の直接、無記名、秘密の投票による選挙の投票者の過半数により選出する。

2 外部会計監査委員は、中央執行委員会が専門家に委嘱し、大会の承認を受ける。

3 中央執行委員は、各支部および直轄部において全組合員の50名につき1人の割合(端数は切り上げ)で推薦された者を、全組合員の直接、無記名、秘密の投票による選挙の投票者の過半数の信任を受けなければならない。ただし、中央執行委員は、支部役員をかねるものとする。

4 役員選出規定は別に定める。

第33条 (任期)

役員の任期は定期大会より次の定期大会までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員に欠員が生じたときは原則として補選し、その任期は前任者の残存期間とする。

第34条 (任務)

中央執行委員長は、組合を代表し、組合業務を統括する。

2 中央執行副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその業務を代行する。

3 書記長は、組合の業務一般を処理する。

4 書記次長は、書記長の業務を補佐し、書記長に事故ある時はその業務を代行する。

5 中央執行委員は、業務を分担する。

6 会計監査委員と外部会計監査委員は、組合の会計事務、資産を監査し、その結果を大会に報告する。

第7章 会 計

第35条 (経費)

この組合の経費は(イ)組合費、(ロ)臨時組合費、(ハ)寄付金、(ニ)事業による収入、(ホ)その他の収入をもってまかなう。

2 鹿大教職組費は大会において決定する。

3 寄付金の受け入れは中央執行委員会の承認を必要とする。

4 会計の運用については別途規定を設ける。

5 会計報告は税理士の証明を付して大会の承認を得なければならない。

6 この組合の会計年度は原則として、毎年6月1日にはじまり、翌年の5月31日に終わる。

第8章 会議の公開

第36条

会議は原則として組合員に公開する。

第9章 補 則

第37条

この規約に規定されていない事項については、組合民主主義の原則に基づいて処理するものとする。

第38条

この規約の解釈に疑義が生じたときは、中央執行委員会で審議し、大会で決定する。

附 則

1. この規約は、2004年4月1日から施行する。

2. 2006年4月17日臨時定期大会にて一部改正、2006年4月17日から発効

3. 2008年7月25日、一部改正

4. 2016年8月1日、一部改正

鹿児島大学教職員組合会計規定

第1章 総 則

(会計規定)

第1条 本会計規定は、国立大学法人鹿児島大学教職員組合同規約（以下「規約」という）第7章第35条にもとづく。

第2章 予 算

(総予算)

第2条 この組合の収入および支出は、すべて予算に編成する。

2. 予算案は中央執行委員会で作成し、大会に提出し、その議決を得なければならない。

(補正予算)

第3条 総予算で必要な経費に不足を生じた時は、補正予算を大会に提出してその議決を得なければならない。

(予算項目)

第4条 予算案は項目に分けて編成し、大会における審議の参考にするための必要な資料を添付するものとする。

(予備費)

第5条 予算の項目中に予備費を設け、予算の不足および予算外に生じた経費の支出に充てる。

第3章 収 入

(収入の管理)

第6条 収入は組合職員がすべて収入簿に記入し、書記次長がこれを管掌する。

2. 書記次長は毎月の収入の検査を行わなければならない。

(鹿大教職組費)

第7条 鹿大教職組費は、常勤職員、非常勤の定時勤務職員および短時間勤務職員の給与（本給）にそれぞれ0.8%、0.3%、0.2%を乗じたものとし、各支部単位にまとめて納付するものとする。

2. 各支部は、その年度の組合員数と鹿大教職組費の額を5月末に鹿児島大学教職員組合に報告しなければならない。

3. 各支部は鹿大教職組費を、毎月末に当月分を鹿児島大学教職員組合に納付しなければならない。

(臨時組合費)

第8条 「規約」第7章第35条第1項（ロ）による臨時組合費については中央執行委員会が提案し、大会の

議決を得なければならない。

2. 臨時組合費の納付法については中央執行委員会で決定する。

(事業による収入)

第9条 「規約」第2章第6条による収入については、中央執行委員会の議決を得なければならない。

2. 事業による収入の使途は中央執行委員会で決定する。

(寄附金)

第10条 寄附の申出がある時は中央執行委員会の承認を得た後、これを寄附簿に記入する。

2. 寄附金の使途は特に指定がない時は、中央執行委員会で決定する。

第4章 支 出

(支出の管理)

第11条 支出は組合職員がすべて支出簿に記入し、書記次長がこれを管掌する。

2. 書記次長は毎月の支出の検査を行わなければならない。

(支払)

第12条 活動に必要な経費は原則として書記次長の承認を得たのち支払われるものとする。

2. 支払先の請求書があるときはこれを添付する。

3. 書記次長は必要と認めるときは、一時支払を保留することができる。

4. 組合職員は、支払を行った分についての受領書等の領収書を保管しなければならない。

5. 2万円未満の支払であれば、書記次長の事後的な承認とすることができる。

6. 組合職員の給与を含む2万円以上の支払については書記次長がこれを承認簿に記入し、押印する。

(予算の流用)

第13条 予算の流用は中央執行委員会の議を経て行い、次の大会の承認を得なければならない。

第5章 旅 費

(旅費規定)

第14条 活動のために必要な出張旅行に対して支給すべき旅費については、本章の定めるところによる。

(旅費)

第15条 この規定によって支給する出張旅費は、交通費、行動費および宿泊費とする。

2. 他の団体から旅費の全額または一部を支給される時は、原則としてこの規定による旅費との不足額を支給する。

3. 業務上の必要性または天災その他やむを得ない事情の場合は、実際に使用した方法によって計算する。

4. 出張者は、支払額の証明となる領収書等を添付して、専従書記に請求する。

(交通費・行動費・宿泊費等)

第 16 条 交通費は、原則として鹿児島市を起点として目的地までの最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の現に支払った旅客運賃を支給する。航空賃については、空港までのバス運賃を加算するものとする。

第 17 条 行動費は 1 日につき 2,200 円とし、日数により支給する。

2. 夜数は出張地における宿泊夜数を合計したものとする。

第 18 条 宿泊費 1 泊につき 10,300 円を上限とし、夜数によって実費を支給する。

2. 宿泊する場合は、1 泊当たり夕食代として 1,500 円、朝食代として 700 円を支給する。但し、朝食付き旅行パックの場合には朝食代は支給しない。

第 6 章 慶弔費

(慶弔規定)

第 19 条 組合員の冠婚葬祭における慶弔項目については、本章の定めるところによる。

(慶弔費)

第 20 条 この規定によって支出する慶弔項目は、以下のとおりとする。ただし、慶弔費は別途定める。

1. 組合員の結婚 祝電および祝い金
2. 組合員の死亡 弔電および香典
3. 組合員の配偶者の死亡 弔電および香典
4. 組合員の一親等にあたる者の死亡 弔電
5. 組合員の退職 記念品
6. 組合員の出産 見舞金

第 7 章 雑 則

(会計報告)

第 21 条 「規約」第 5 章第 22 条第 4 項にもとづき書記次長は、その年度に属する会計計算を行い、「規約」第 6 章 34 条第 6 項の会計監査をうけ、第 7 章 35 条第 5 項の証明を付したうえで大会に決算報告を提出してその承認を得なければならない。

2. 会計監査は、別途定める鹿児島大学教職員組合会計監査手順に沿って行われなければならない。

(疑義の解釈)

第 22 条 この規定について疑義が生じた場合は中央執行委員会がその解釈を行う。

2. 前項の解釈は、文章として保管しなければならない。

(財産検査)

第 23 条 本組合所有の財産については、組合職員が財産目録に記入して、これを書記次長が管掌する。

2. 10万円以上の備品については、組合職員が備品台帳に価額を記録しなければならない。
3. 書記次長は毎月の財産の検査を行わなければならない。
4. 財産の管理については中央執行委員会が責任を負う。

(会計検査)

第24条 会計の処理については3ヶ月毎の税理士および監査委員の検査を受けなければならない。

附 則

1. この規約の改廃は大会事項を除き中央執行委員会で行う。
2. この規定は昭和51年4月1日から施行する
3. 1983年3月2日、一部改正
4. 1995年3月2日、一部改正
5. 2005年10月21日、一部改正
6. 2008年7月25日、一部改正
7. 2014年6月20日、一部改正
8. 2016年4月6日、一部改正
9. 2016年6月15日、一部改正
10. 2016年9月30日、一部改正